

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分
(年 月 日開催分)

- (ふ り が な)
1. 政治団体の名称
2. 主たる事務所の所在地

かんけいちろうけんなんこうえんかい
かんけ一郎県南後援会

福島県白河市会津町93

3. 代表者の氏名
4. 会計責任者の氏名

仁平 喜代治

金田 裕二

(事務担当者の氏名)

金田 裕二

(電話)

090-2367-0215

(収受欄)



政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☒ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 菅家 一郎

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記載	入力
5614	☒	☒

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2, 539, 110
(前年からの繰越額)	9, 106
(本年の収入額)	2, 530, 004
支 出 総 額	2, 529, 017
翌 年 へ の 繰 越 額	10, 093

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数		0
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	2, 530, 000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2, 530, 000	
(寄附のうちあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	2, 530, 000	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その6)

(6) その他の収入		
摘要（1件10万円以上のもの）	金 額	備 考（年月日等）
	十億 百万 千 円	
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	4	
合 計	4	

注）その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいいます。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	政 治 団 体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
自由民主党福島県第三選挙区支部	280,000	R6.01.10	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	270,000	R6.02.07	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	260,000	R6.03.07	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	350,000	R6.04.09	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	310,000	R6.05.09	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	210,000	R6.06.06	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	300,000	R6.07.09	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	300,000	R6.08.08	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	100,000	R6.09.09	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	100,000	R6.10.09	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
自由民主党福島県第三選挙区支部	50,000	R6.12.06	会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F	菅家 一郎	
この頁の小計	2,530,000				
その他の寄附	0				
合 計	2,530,000				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	十億 百万 千 円 1, 308, 606	
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費	132, 707	/
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	131, 288	/
(4) 事 務 所 費	956, 416	/
小 計	2, 529, 017	/
2 政 治 活 動 費	0	
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費 そ の 他 の 事 業 費	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
小 計 ((3) ア～エ)	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	0	
合 計	2, 529, 017	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	光熱水費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
電気水道代(11月～12月)	13,698	R6. 1. 15	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
電気水道代(1月～2月)	15,840	R6. 03. 08	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
電気水道代(3月～4月)	21,452	R6. 05. 10	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
電気水道代(5月～6月)	18,716	R6. 07. 11	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
電気水道代(7月～8月)	21,845	R6. 09. 25	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
電気水道代(9月～10月)	18,119	R6. 11. 06	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
電気水道代(11月～12月)	23,037	R6. 12. 27	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
こ の 頁 の 小 計	132,707				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり1万円未満のもの)	0				
合 計	132,707	／			

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
プリンタートナー代	36,070	R6. 04. 03	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
パソコンソフト代	10,689	R6. 06. 13	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
プリンタートナー代	33,700	R6. 07. 18	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
この頁の小計	80,459				
その他の支出 (1件当たり1万円未満のもの)	50,829				
合計	131,288				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうち、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費 (1)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
【雑費】					
事務所照明修繕費	38,500	R6. 02. 13	株白河電設	白河市昭和町252	
事務所コンセント増設工事代	27,500	R6. 04. 10	株白河電設	白河市昭和町252	
政治資金監査報告書作成報酬	33,000	R6. 05. 10	税理士法人大手門会計	白河市大手町11-15	
こ の 頁 の 小 計	99,000				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり1万円未満のもの)	7,300				
合 計	106,300				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうち、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費(2)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
【借料損料】					
家賃1月分	20,350	R6. 01. 15	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 01. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃2月分	20,350	R6. 02. 13	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 02. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃3月分	20,350	R6. 03. 08	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 03. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃4月分	20,350	R6. 04. 10	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 04. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃5月分	20,350	R6. 05. 10	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 05. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃6月分	20,350	R6. 06. 10	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 06. 17	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃7月分	20,350	R6. 07. 11	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 07. 16	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
この頁の小計(A)	373,450	／			
その他の支出 (1件当たり1万円未満のもの)	－				
合計	－				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費 (3)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
【借料損料】					
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 08. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃8月分	20,350	R6. 08. 29	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 09. 17	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃9月分	20,350	R6. 09. 25	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
トヨタアイシス車リース代	33,000	R6. 10. 15	(有)サンライズ自動車	西白河郡西郷村小田倉字原中133	
家賃10月分	20,350	R6. 10. 30	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
家賃11月分	20,350	R6. 11. 27	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
家賃12月分	20,350	R6. 12. 27	福島県南土建工業(株)	白河市中田260	
こ の 頁 の 小 計 (B)	200,750				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり1万円未満のもの)	72,000				
合 計 (A) + (B)	646,200				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費(4)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
【通信費】					
NTT通信費	16,577	R6.01.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	17,061	R6.02.26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	17,349	R6.03.29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	16,671	R6.04.26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	16,779	R6.06.05	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	17,078	R6.06.20	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	16,506	R6.07.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	17,476	R6.09.01	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	16,517	R6.09.25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	16,506	R6.10.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
NTT通信費	17,531	R6.11.27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	186,051	/			
その他の支出 (1件当たり1万円未満のもの)	17,865				
合計	203,916				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し /
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) /

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 6 月 2 日

政治団体の名称

かんけ一郎県南後援会 /

会計責任者の氏名

金田 裕二



代表者の氏名 (解散団体のみ)

(印)

(備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年5月30日

かんけ一郎県南後援会

代表 仁平 喜代治 殿

登録政治資金監査人

〃佐藤俊彦

登録番号 第 390 号

研修修了年月日 平成20年10月3日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、かんけ一郎県南後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、かんけ一郎県南後援会の主たる事務所の作業スペースに不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると佐藤俊彦が判断したため、佐藤俊彦が社員税理士として所属する税理士法人大手門会計の本店所在地（福島県白河市大手町11番地15）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

かんけい一郎県南後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上